

1. 件 名：三菱原子燃料株式会社の緊急時活動レベルの見直しについて

2. 日 時：令和2年6月30日 16:00～17:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、岡村係長

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 安全管理課長 他1名（テレビ会議システムで参加）

5. 要 旨

三菱原子燃料株式会社から、緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて以下の説明があった。

- ・ 現在、原子力事業者防災業務計画に定めている、通常経路での気体放射性物質の放出(SE02)の対象施設として、原災法の対象外である施設が含まれていたため是正する(燃料加工試験棟)
- ・ 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生(SE55)について、令和元年度第49回原子力規制委員会(令和元年12月18日)を踏まえEALを見直す(HFの判断基準は警戒事態(AL)のみとする)

原子力規制庁より、EALの判断に使用する設備については、原子力事業者防災業務計画に必要な資機材として追加するように伝えた。

三菱原子燃料株式会社から、新規制基準の適合した資機材を整備中でありに、整備完了時に原子力事業者防災業務計画に記載するとの回答があった。

6. その他

配布資料：なし